

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は群馬県の中央部に位置し、西端は長野県、東端は埼玉県と接している。東京より100km圏内に所在し、北部及び西部は榛名山を中心とする山岳地帯となっているが、中央部から南東部は関東平野の平坦地が広がっている。

本市の総面積は45,916haであり、森林面積は21,668haで市の総面積の約47%を占めている。民有林面積は17,678haで、そのうちスギ、ヒノキを主体とした人工林の面積は9,341haであり、人工林率53%で県平均をやや上回っている。人工林のうち、除間伐が必要な時期を迎えている21年生以上70年生以下の林分が6,255haで約67%と、大部分を占めており、今後、保育・間伐を適正に実施し、特に木材を利用する搬出間伐を積極的に推進していく必要がある。また、高齢級林分が増加しているため、皆伐・再造林などの適切な更新も推進していく必要がある。

2 森林整備の基本方針

近年の地球温暖化問題をはじめとする環境に対する意識の高まりで、森林の有する公益的な機能が広く認識されてきている。人工林率の高い本市の豊かな森林を次世代まで維持し、本市の市民憲章の第一項にある「快適で緑ゆたかなまち」を実現するため、林業経営を主体とする適正な管理を図る必要がある。また、本市の森林は、本市も含めた都市部の水源に位置することから、森林の維持管理は下流を含む広い地域の問題として捉える必要もある。

本市の人工林では、除伐・間伐の時期を迎えている林分が多いことから、間伐の推進を中心に位置づけ、手入れ不足となっている森林の把握を進め、施業実施の合意が得られた地区から路網の整備を行い利用間伐の推進を図っていくこととする。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

本市の森林資源の構成等を踏まえ、森林の有する各機能において、その機能の発揮の上から望ましい森林資源の姿を表1のとおりとする。

表1 地域の目指すべき森林資源の姿

	区分	森林の機能（働き）	機能に応じた望ましい森林の姿
公益的機能	水源かん養機能	洪水緩和／水資源貯留／水量調節／水質浄化	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
	山地災害防止機能／土壌保全機能	表面侵食防止／表層崩壊防止／その他の土砂災害防止（落石防止、土石流発生防止・停止促進）／土砂流出防止／土壌保全（森林の生産力維持）／その他の自然災害防止機能（雪崩防止、防風、防雪など）	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
	快適環境形成機能	気候緩和（夏の気温低下と冬の気温上昇、木陰）／大気浄化（塵埃吸着、汚染物質吸収）／快適生活環境形成（騒音防止、飛砂防止、防風、防雪、アメニティ）	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
	保健・レクリエーション機能	療養（リハビリテーション）／保養（休養、散策、森林浴）／レクリエーション（行楽、スポーツ等）	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備

			されている森林
	文化機能	景観（ランドスケープ）・風致／学習・教育（生産・労働体験の場、自然認識・自然とのふれあいの場）／芸術／宗教・祭礼／伝統文化／地域の多様性維持（風土形成）	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
	生物多様性保全機能	遺伝子保全／生物種保全（植物種保全、動物種保全（鳥獣保護）、菌類保全）／生態系保全（河川生態系保全、沿岸生態系保全（魚つき））	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
	木材等生産機能	木材（建築材、木製品原料、パルプ原料、燃料材）の生産等	材木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

1 の森林整備の現状と課題を踏まえ、(1) で掲げる森林の有する機能について、それぞれの機能の維持増進を図り、望ましい森林資源の姿に誘導していくための基本方針は表2のとおりとする。

表2 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源かん養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林については、水源かん養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。 ダム等の利水施設上流部等において、水源かん養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

快適環境形成機能	市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている森林の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、市民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、市民や来訪者に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や利用者のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。 また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
生物多様性保全機能	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。 とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。
木材等生産機能	材木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。 具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

注1：森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものでないことに留意する必要がある。

2：これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地的でない機能であることに留意する必要がある。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林・林業・木材産業関係者、県、国との連携を密にして、森林施業の共同化、林業の担い手育成、林業機械化の推進、木材の流通・加工体制の整備等の森林・林業の活性化施策について、長期的な展望に立ち総合的に推進する。

具体的には、長期の施業委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、森林の境界明確化を推進し、林地台帳地図の精度向上を図る。

また、森林経営管理制度を推進し、森林の経営管理を意欲と能力のある林業経営者に集約するとともに、森林経営計画の作成を推進することで施業の合理化を進める。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

森林の立木竹の伐採について、本市の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材需要、森林の保全、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替えの促進等を勘案して計画するものとする。

1 樹種別の立木の標準伐期齢

主要樹種について、標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である立木の標準伐期齢を表3のとおり定める。また、特定苗木等が調達可能な地域では、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討するよう努めることとする。なお、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるためのものではない。

表3 樹種別の立木の標準伐期齢

単位：年

地域	樹種						
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	広葉樹	
						用 材	その他
全域	35	40	35	40	60	70	15

注：広葉樹のその他には、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるものを含む。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐とは、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

立木を伐採（主伐）する場合においては、森林の有する多面的機能の維持増進並びに対象森林の自然条件及び社会的条件に配慮し、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整第1157号林野庁長官通知）（以下「伐採・搬出指針」という。）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するとともに、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮するものとする。また、集材に当たっては、林地の保全を図るため、伐採・搬出指針を踏まえ、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行うこととする。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。

なお、林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持、生物多様性の保全等の観点から、必要に応じて溪流周辺や尾根筋等に所用の保護樹帯を設ける、野生生物の営巣等に重要な空洞木は保残に努めるなどの方法を考慮するものとする。

表4 伐採方法

区分	伐採方法
皆伐	皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくとも概ね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図る。

択伐	択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な伐採率で行うものであり、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）の伐採とする。 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。
----	---

表5 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

施業の区分	標準的な方法
育成単層林	①主伐は、自然条件や公益的機能の確保の必要性等により、1ヶ所当たりの伐採面積、伐採箇所の分散に配慮する。また、林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害の防止や風致の維持等、必要に応じ保護樹帯を設置する。 ②主伐の時期は、重視すべき公益的機能の発揮に配慮する。 ③伐採後は、萌芽更新が確実な林分以外は、郷土樹種や広葉樹も視野に入れ、現地の自然条件に適した樹種を選定、植栽し、早期に更新する。また、萌芽更新は、必要に応じ、芽かき、植込みを実施する。 ④皆伐後天然更新を行う場合は、天然下種更新、萌芽更新が確実な林分を対象とする。特に、天然下種更新を行う場合は、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮する。 ⑤森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保存等に努める。 ⑥森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
育成複層林	①主伐に当たっては、複層林に誘導するため、特に自然条件を踏まえ森林の構成樹種、林分構造等を勘案して実施する。 ②択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構成に誘導するよう、適切な伐採率と繰り返し期間による。 ③皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮する。 ④天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮する。 ⑤森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保存等に努める。 ⑥森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
天然生林	①天然生林の皆伐は、施業地周辺の人工林の生育状況、自然条件及び技術体系からみて人工植栽又は天然更新による成林が確実であると見込まれる林分で行うものとする。 ②伐区の設定に当たっては、公益的機能の発揮を確保する観点から、育成単層林に準じて伐採面積の規模、伐採箇所の分散、保護樹帯の設置等に配慮するものとする。 ③天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮する。 ④森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保存等に努める。 ⑤森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

注) 育成単層林、育成複層林及び天然生林において実施される施業の内容については、以下のとおり。

- 1) 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、^{※1}人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（育成単層林施業）
- 2) 育成複層林においては、森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、^{※2}人為により^{※3}複数の樹冠層を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）として成立させ維持する施業（育成複層林施業）

3) 天然生林においては、^{※4}主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業（天然生林施業）。この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。

※1 「人為」とは、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈り、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

※2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年から数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き切り）すること。

※3 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

※4 「主として天然力を活用」は、自然に散布された種子が発芽して生育することを主体とするもの。

3 その他必要な事項

主伐期に達した人工林について、計画的かつ効率的な伐採を推進し、木材の需給関係に留意する。
また、森林の伐採は落石等、山地災害に留意して行うものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林をすべき樹種は適地適木を旨として、自然条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、表6に定める樹種を選定するものとする。また、生物多様性の保全のため、郷土樹種を選定も考慮するものとする。なお、苗木の選定については、成長の優れた特定苗木や花粉の少ない苗木の導入に努めることとする。

表6 人工造林の対象樹種

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、クヌギ、コナラ、ケヤキ、その他地域に応じた有用広葉樹	

注：上記に定められた樹種以外を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は高崎市農政部農林課とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

人工造林は、下記の表7、表8に示す方法を標準として行うものとする。

また、複層林化を図る場合の下層木について、地域での既往の複層林施業の状況を踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽することとする。

なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は高崎市農政部農林課とも相談の上、適切な方法を選択するものとする。

表7 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本／ha）	備考
スギ	密仕立	3, 500	
	中仕立	3, 000	
	疎仕立	2, 000	
ヒノキ	密仕立	3, 500	
	中仕立	3, 000	
	疎仕立	2, 000	
アカマツ	中仕立	4, 000	
カラマツ	中仕立	2, 500	
	疎仕立	2, 000	

表 8 その他人工造林の標準的な方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	伐採木の枝条等が植栽や保育作業の支障とならないよう、等高線沿いに堆積する全刈筋積を標準とする。なお、急傾斜地等の崩壊の危険性のある箇所については、生木棚積地拵えを行い林地の保全に努めるものとする。
植え付けの方法	普通穴植えを標準とし、気候その他の自然条件及び既往の植え付け方法を勘案する。また、植栽に当たっては、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽、保育作業用機械による下刈りを想定した植え付け間隔の導入も考慮する。
植栽の時期	スギ、ヒノキは4月～6月を標準とする。 アカマツ、カラマツは3月～5月を標準とする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、人工造林地における主伐後の更新を確実に行うこととする。

また、3に定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」に指定されている森林の更新など人工造林による更新の期間は表9のとおりとする。

表 9 人工造林をすべき期間

伐採の方法	人工造林をすべき期間
皆伐	立木の伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内
択伐	立木の伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して5年以内

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新をすべき樹種は適地適木を旨として、地域内の自然条件、周辺環境等を勘案して、表10の樹種から選定するものとする。

なお、他の樹種を対象に天然更新をしようとするときは、林業普及指導員又は高崎市農政部農林課とも相談の上、適切な樹種を選定することとする。

表 10 天然更新の対象樹種

区分	対象樹種	備考
天然更新の対象樹種	コナラ、ミズナラ、ブナ、クリ、ケヤキ、ミズキ、サクラ類、シデ類、カンバ類、カエデ類、トチノキ、ホオノキ、ほか地域に応じ、将来確実に成林する高木性の樹種	
上記のうち萌芽による更新が可能な樹種	コナラ、ミズナラ、クリ、サクラ類、シデ類、カエデ類、ホオノキ等	

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新を行う際には、表11に示す期待成立本数として想定される本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る）を更新する必要がある。

表 1 1 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
2 の(1)に定める樹種	1 0, 0 0 0 本 / h a

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新を行うに当たって行う補助作業の標準的な方法は、表 1 2 のとおりとする。

表 1 2 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
萌芽更新の補助作業	目的樹種の発生状況により必要に応じて芽かきを行い、優良芽を 1 株当たり 2 ～ 3 本残すものとし、目的樹種が成立しない箇所については、植え込みを行う。 また、目的樹種の妨げとなる不要木については、早めに除去するものとする。 なお、伐採後概ね 5 年を越えない期間後の更新状況を確認し、更新が完了していない場合には植え込みにより確実な更新を図る。
天然下種更新の補助作業	ササや粗腐性の堆積物により種子の着床や稚樹の成長が期待できない箇所については、地表処理として、かきおこし、枝条整理等の作業を行う。 天然稚樹がササなどの下層植生により成長が阻害されている箇所については刈り出しを行う。 目的樹種が成立しない箇所については、植え込みを行う。

ウ その他の天然更新の方法

天然更新の完了を確認する方法は現地確認とし、更新樹種が概ね均等に生育するとともに、草本等によって被圧されず、順調に成長できるとみなされる状態をもって更新完了とする。

また、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る必要がある。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、伐採跡地の天然更新をすべき期間を表 1 3 のとおりとする。

表 1 3 伐採跡地の天然更新をすべき期間

区分	期間
伐採跡地の天然更新をすべき期間	当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年以内

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

気候・地形・土壌等の自然条件、次に例示する森林の状況並びに当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況等から判断して、主伐後の天然更新が期待できない森林については、植栽による適確な更新を図るものとする。

ア 萌芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況

イ 天然更新に必要な稚幼樹の生育状況

ウ 林床や地表の状況

エ 病虫獣などによる被害の発生状況

なお、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」を表 1 4 のとおり定める。当該森林での植栽に当たっては、樹種特性を把握し、その気候に適した樹種を選定し、造林適期に植栽することとする。

表 1 4 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	面積（h a）	備考
該当なし		

4 森林法第 1 0 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第 1 0 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1 の(1)による。

イ 天然更新の場合

2 の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数を定めるにあたり、天然更新の対象樹種の立木が 5 年生時点で、生育し得る最大の立木本数を表 1 5 のとおりとする。

また、対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、その本数に 1 0 分の 3 を乗じた本数以上の本数を成立させるものとする。

表 1 5 天然更新の対象樹種の立木が 5 年生時点で、生育し得る最大の立木本数

樹種	最大の立木の本数として想定される本数
2 の(1)に定める樹種	1 0, 0 0 0 本 / h a

5 その他必要な事項

国庫補助事業等の導入により、森林所有者の負担の軽減を図りつつ、造林の実施を推進する。

第 3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

間伐及び保育は、これまで造成されてきた人工林を健全な状態に維持していく上で必要不可欠な作業である。しかしながら、本市においては間伐が十分に実施されていない状況であることから、国・県の補助事業の活用により間伐の推進及び間伐材の有効利用を図る。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 標準的な林齢及び標準的な方法

間伐は、表 1 6 に示す内容を標準として、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨として、森林の立木の成長度合い等を勘案し、適切な時期、方法により実施するものとする。

間伐率については、材積に係る伐採率が 3 5 % 以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して概ね 5 年後において、その森林の樹冠疎密度が 1 0 分の 8 以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。

特に、高齢級の森林における間伐については、立木の成長力に留意しなければならない。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入を検討することとする。

表 1 6 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	間伐を実施すべき標準的な林齢（年生）					標準的な方法	備考
		初回	2 回	3 回	4 回	5 回		
スギ	3, 0 0 0 本/地位級Ⅱ	1 5	2 0	2 7			間伐率は、本数で 3 0 % 程度とする。間伐木の選定においては、林分構成の適正化を図るよう、形成不良木等に偏ることなく行うこととする。	実施林齢の決定は、原則として密度管理図、「群馬県民有林人工林収獲予想表」を使用する。
	3, 0 0 0 本/地位級Ⅲ	1 7	2 3	3 1				
	〃（伐期80年）	1 7	2 3	3 1	4 4	6 9		
ヒノキ	3, 0 0 0 本/地位級Ⅱ	1 8	2 3	3 0				
	3, 0 0 0 本/地位級Ⅲ	2 1	2 7	3 6				
	〃（伐期80年）	2 1	2 7	3 6	5 3			
アカマツ	4, 0 0 0 本/地位級Ⅱ	1 6	2 1	2 8				
	〃（伐期80年）	1 6	2 1	2 8	4 0			
カラマツ	2, 5 0 0 本/地位級Ⅲ	1 8	2 3	2 9				
	〃（伐期80年）	1 8	2 3	2 9	4 0			

(2) 実施時期の標準的な間隔

主要樹種について、間伐を実施すべき標準的な間隔を、表 1 7 のとおり定める。

なお、間伐の間隔はあくまでも指標であり、これをもって間伐を促すものではない。

※主要樹種とは、スギ、ヒノキ、カラマツ、アカマツとする。

表 1 7 間伐を実施すべき標準的な間隔

区分	間伐の実施時期の間隔の年数	備考
標準伐期齢未満	概ね 1 0 年	
標準伐期齢以上	概ね 1 5 年	

2 保育の種類別の標準的な方法

保育は、表 1 8 に示す内容を標準として、当該森林の植生状況、立木の成長度合い等を勘案し、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図ることを旨とし、適切に実施するものとする。

表 1 8 保育の作業種別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数										標準的な方法	備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
下刈	スギ	1	1	1	1	1	1					植栽木が下草より抜け出るまで行う。 実施期間は、6～7月頃を目安とする。	回数は必要に応じて実施する。状況に応じて下刈り回数の削減や実施期間の短縮に努める。
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1	1					
	アカマツ	1	1	1	1	1	1						
	カラマツ	1	1	1	1	1	1						
	コナラ	1	1	1	1	1							
つる切	スギ										1	下刈り終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。 実施期間は、6～7月頃を目安とする。	
	ヒノキ										1		
	アカマツ										1		
	カラマツ										1		
	コナラ							1					
除伐	スギ										1	造林木の成長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去する。 実施期間は、8～10月頃を目安とする。	
	ヒノキ										1		
	アカマツ										1		
	カラマツ										1		
	コナラ							1					

枝	スギ									1		成長休止期に実施する。	
打	ヒノキ									1			

3 その他必要な事項

森林経営管理法第42条第1項に基づき、伐採又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要があるものを「災害等防止措置命令の対象森林」として指定し、当該森林の所有者に対し、森林の所在場所、実施すべき伐採又は保育の方法及び時期を記載した書面による通知を行う。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林については、次の事項を基準とし、重視すべき機能に応じた整備を行う観点から、森林を地域の特性に応じて、森林資源の状況、森林に対する自然条件及び社会的要請、森林の保全を総合的に勘案の上定めるものとする。

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 公益的機能別施業森林の区域の設定

公益的機能別施業森林として、森林を表19のとおり、特に高度に発揮することが期待される機能に応じて、「水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源かん養機能維持増進森林）」、「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止／土壌保全機能増進森林）」、「快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）」、「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健文化機能維持増進森林）」に設定する（それぞれの機能については、「表1 地域の目指すべき森林資源の姿」を参照）。

表19 公益的機能別施業森林の区域

区分		森林の区域（林班）	面積(ha)
水源かん養機能維持増進森林		8,87~97,99~101,103~108,130,133~138,150,151,156~161,205-1,205-2,207,208,223~227,263~265	2,910
		8 林班については、保健文化機能維持増進森林と重複（重複面積 181.51ha）	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	山地災害防止／土壌保全機能増進森林	206	95
	快適環境形成機能維持増進森林	50 (対象小班) 26,120-1,120-9~120-12,120-14,121~124,131~133	3
	保健文化機能維持増進森林	7,8,98,228 8 林班については、水源かん養機能維持増進森林と重複（重複面積 181.51ha）	602

(2) 公益的機能別施業森林の区域別森林施業の方法

公益的機能別施業森林における区分別の森林施業の方法は、表20のとおりとする。
なお、森林施業方法による森林の区域を表21のとおり定める。

表 20 区分ごとの森林施業方法

区分	施業の方法
水源かん養機能維持増進森林 (水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要がある森林)	○下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とする ○伐期の間隔の拡大(標準伐期齢+10年) ○自然条件から、皆伐による公益的機能の低下の恐れがある森林は、伐採面積の規模を縮小する。
山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林 (人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林) 快適環境形成機能維持増進森林 (生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を定める必要がある森林) 保健文化機能維持増進森林 (自然環境の保全及び形成並びに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林)	○次の①～③の森林のうち、公益的機能の維持増進を特に図るべき森林は択伐による複層林施業を実施 ①地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点を持っている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分を持っている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破砕帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌からなっている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地からなっている箇所、表土が薄く乾性な土壌からなっている箇所等の森林 ②都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相を成している森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等 ③湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林、希少な生物の保護のため必要な森林(択伐に限る)等 ○上記以外の森林は択伐以外の方法による複層林施業を実施 ○適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても機能の確保ができる場合には、長伐期施業(標準伐期齢の概ね2倍以上の林齢において主伐を行う森林施業)を実施 ○長伐期施業における皆伐については、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る ○保健文化機能維持増進森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を実施

表 2 1 施業方法ごとの森林の区域

区分	施業の方法	森林の区域（林班）	面積（h a）
水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林（標準伐期齢＋10年）	87~97,99~101,103~108,130,133~138,150,151,156~161,205-1,205-2,207,208,223~227,263~265	2,729
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林（標準伐期齢×2）	7,8,50,98,206,228	700
		50林班については、下記の小班とする。 26,120-1,120-9~120-12,120-14,121~124,131~133	
	複層林施業をすべき森林	択伐以外により複層林施業を推進すべき森林	該当なし
	複層林施業をすべき森林	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	—

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法

森林の立地条件、機能の評価区分等を参考に、森林の一体性も踏まえ、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき区域を次のとおり設定する。

この際、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定める。

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林を、表22のとおり、木材の生産機能維持増進森林に定める。また、木材の生産機能維持増進森林のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」に定める。

表 2 2 木材の生産機能の維持増進を図る森林の区域

区分	森林の区域	面積（h a）
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	（林班） 6~10,14~72,75~119,122~129,133,134,144~169,171~203,205-1~208,212,214~228,235,238,255~267-1,276	14,980
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	（林班） 62、145~148	384

(2) 森林施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた伐採の方法等を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等の実施、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するとともに、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。

3 その他必要な事項

1に示す公益的機能別施業森林以外の本市が独自に設定する区分（以下、「独自区分」という。）

の整備等について、次のとおり定める。

また、区域内において１及び２の機能と重複する場合には、それぞれの機能の發揮に支障がないように定める。

(1) 独自区分の区域の設定

水源のかん養の機能を重視する森林

水源のかん養の機能を重視した森林施業を推進すべき森林を、水源のかん養機能を重視する森林の区域として、表２３のとおり設定する。

表２３ 独自区分ごとの森林の区域

区分	森林の区域（林班）	面積（h a）
水源のかん養の機能を重視する森林	1,2,4～6,9～12,14～86,102,109～129,140～149,152～155,162～204,210～222,230～242,244,246,248,250～262,266,267-1,268～278,280,281	14,142
	50 林班については、下記以外の小班とする。 26,120-1,120-9～120-12,120-14,121～124,131～133	

(2) 独自区分の区域別森林施業の方法

独自区分における区分別の森林施業の方法は、表２４のとおりとする。

表２４ 独自区分における区分別の森林施業方法

区分	施業の方法
水源のかん養の機能を重視する森林	・ 水源のかん養の機能を重視した森林施業を実施するものとし、保安林等の他法令により定められた森林はその施業方法を遵守する。 ・ 伐期は、標準伐期齢とする。

第５ 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

１ 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林・林業・木材産業関係者の合意形成と民有林と国有林の連携を図りつつ、森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大、森林施業の共同化、林業担い手育成、林業機械化の推進、地域材の流通・加工体制の整備等の生産、流通及び加工における条件整備及び地域資源を活かした産業の活性化を計画的かつ総合的に推進する。

２ 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

不在村森林所有者を含む森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換による経営規模の拡大を目指すものとする。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて得られた情報により、林地台帳の森林所有者情報の精度向上を図るとともに、航空レーザ測量等による森林資源情報の整備を検討し、面的な集約化を促進する。

３ 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

長期の施業の受委託等森林の経営を受委託する場合は、次のことに留意するものとする。

- (1) 委託契約に、契約の対象とする森林が明記されており、その森林の立木竹の所有権が委託者に帰属することが定められていること。

- (2) 委託契約の契約期間が５年以上の期間となっていること。
- (3) 委託契約の委託事項に、育成権（造林、保育及び伐採その他の森林施業等を行う権利）及び必要に応じて森林の保護等の項目が含まれていること。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。）を森林所有者が自らが実行できない場合には、市が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市自らが経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進する。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

路網の整備や機械化の推進等を通じて効率的な森林整備を進めていくため、市及び森林組合が中心となって森林法第10条の11第1項による施業実施協定への参加促進対策、その他森林施業の共同化の促進を推進する。

また、本市に森林を有する国、県、市町村、個人等森林所有者及び森林組合等で相互に連絡を密にして、官民一体となった森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備等、長期展望に立った林業諸施策の総合的な導入と実施を計画的かつ組織的に推進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

地域の森林・林業や林業事業体の現状を踏まえ、間伐、森林作業道の整備、境界の明確化などの共同化を重点的に実施する。また、共同化の推進に当たっては、森林組合との連携、不在村森林所有者の施業実施協定の参加促進対策などを実施する。

さらに、地域協議会等を活用して、森林所有者等の合意形成を図り、施業実施協定の締結を推進する。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

共同して森林施業を実施する際は、次のことに留意するものとする。

- (1) 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、効率的に施業を実施するために必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にすること。
- (2) 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業経営体等への施業委託、種苗その他の共同購入等の実施方法をあらかじめ明確にすること。
- (3) 共同施業実施者の一部の者が(1)又は(2)により明確にした事項を遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないための措置について、あらかじめ明確にすること。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

表25の傾斜区分及び作業システムごとの路網密度を目安として、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網整備を推進する。

表 2 5 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度 (m/h a)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0°～15°)	車両系作業システム	30～40	70以上	110以上
中傾斜地 (15°～30°)	車両系作業システム	23～34	52以上	85以上
	架線系作業システム	23～34	—	25以上
急傾斜地 (30°～35°)	車両系作業システム	16～26	35以上	60 (50)以上
	架線系作業システム	16～26	—	20 (15)以上
急峻地 (35°～)	架線系作業システム	5～15	—	5以上

注1：路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用すべきこととし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

注2：「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

注3：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤダ等を活用する。

注4：「急傾斜地」の()書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

注5：基幹路網は、林道と林業専用道をいう。

注6：細部路網は、森林作業道をいう。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システム（表26）に対応した路網整備を推進する。

また、計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を表27のとおり定める。

表 2 6 路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システム

区分		高性能機械	改良在来型
皆伐作業型	緩傾斜地	[ハーベスタ]—[フォワーダ]	[チェンソー]—[トラクター]—[チェンソー]—[林内作業車]
	傾斜地	[チェンソー]—[タワーヤダ]—[プロセッサ]	[チェンソー]—[集材機]—[チェンソー]
非皆伐作業型	緩傾斜地	[ハーベスタ]—[フォワーダ]	[チェンソー]—[林内作業車]
	傾斜地	[チェンソー]—[スイングヤダ]—[小型プロセッサ]—[フォワーダ] 「——[自走式搬器]——」	[チェンソー]—[小型集材機]—[チェンソー]—[林内作業車]

表 2 7 路網整備等推進区域

路網整備等 推進区域	面積 (ha)	路線数	開設予定 延長 (m)	対図 番号	備考 (林班)
①高芝	648	12	5,921		82～90
①長井坂	1,462	22	9,504		41～58
①東谷	1,211	10	5,425		229～240,251,254～267-2
②間野山	269	8	4,024		148～152
②岩氷	1,134	26	10,154		26,28～36
③ロイヤルオーク	1,025	19	8,239		59～72
④水沼 (共同)	922	18	8,022		14～18,20～24,27
⑤杏ヶ岳	1,962	21	9,385		153～168,173～184
⑦室田	1,608	41	18,753		185～204,212～222
計	10,241	177	79,472		

3 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等、「林道規程」(昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知)、「林業専用道作設指針」(平成22年9月4日22林整第602号林野庁長官通知)を基本として、群馬県が定める「群馬県林業専用道作設指針」(平成23年7月20日制定)に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

西毛地域森林計画の内容に則り、基幹路網の開設及び拡張等を進める。
〔別紙〕表28 林道の開設及び拡張に関する計画(西毛地域森林計画書より)

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から「森林作業道作設指針」(平成22年11月17日付け林整第656号林野庁長官通知)を基本として、群馬県が定める「群馬県森林作業道作設指針」(平成23年6月13日制定)に則り開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が断続的に利用できるように適正に管理する。

4 その他必要な事項

その他森林の整備のために必要な施設の整備計画を表29のとおり定める。

表 2 9 その他森林の整備のために必要な施設の整備計画

施設の種類	位置	規模	備考
該当なし			

第 8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

広く流域内の市町村・森林組合と情報交換を積極的に行いながら、現在従事している者に限らず、幅広く林業労働者育成、林業技術の普及を推進していくものとする。

(1) 林業事業体の体質強化

地域林業の振興の核となりうる森林組合をはじめとした林業事業体を育成するため、地域が一体となって安定的な事業量が確保できるよう努める。また、森林組合においては、これまでの利用事業主体の経営から林産事業による経営に転換することが必要であり、このための森林組合における低コスト林業の確立への取組や、素材生産事業体等との連携を通じた協業・共同化方式による組織・経営基盤の強化への取組を支援する。

また、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体の育成に向けて、ICTを活用した生産管理手法の導入や事業量の安定的確保、生産性の向上など事業の合理化などによる経営基盤や経営力の強化に努める。

(2) 林業従事者の養成・確保

本市の林業は小規模経営かつ農業等の異業種との兼業が多く見られるため、農業の振興策などの機会も活用しながら林業労働者の育成対策を進めるものとする。また、林業は技術的にも、体力的にもいきなり個人で従事することが難しい職業である。従事者の養成・確保を図るためには、林業に就労しやすい環境を整えることが必要である。林業事業体の事業量の安定的な確保や就労環境改善への取組により一定の林業従事者が就業しているが、離職する者も多い状況にある。

林業従事者の定着を図るには、高性能林業機械の導入による労働条件の軽減のほか、労働災害防止の取組、通年雇用化や社会保険の加入促進などによる処遇の改善などが必要で、これらの取組を支援するとともに、林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受け入れに努める。

(3) 林業後継者等の養成

家業の林業を継ぐ子弟等がほとんどいない状況で、その後継者を養成することは大変困難な状況である。

一方、「団塊の世代」といわれる人々が定年退職後に徐々に出生地等へ戻って農林業に取り組む動きや、きのこ等の特用林産物を主軸にした若者の農山村回帰もみられるようになってきている。こうした人々が都市とは異なる地域の良さを認識して、その地で暮らせるような環境づくりを推進する。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

生産性の向上、労働強度の軽減及び労働安全衛生の確保を図るため、高性能機械を利用した作業システム及びICTを活用した木材生産管理システムの導入を促進するものとし、機械作業の普及宣伝、林業機械オペレーターの養成、機械の共同利用化等、機械作業システムを推進する体制を整備するとともに、機械作業に必要な基盤整備に努める。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

(1)のようなことから、検討の基礎として高性能機械を主体とする林業機械の導入目標を表30に示すとおりとする。

表 3 0 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

施業の種類		現状（参考）	将来
伐倒 造材 集材	市内全域	チェーンソー チェーンソー プロセッサ 林内作業車 小型運搬車 小型集材機 フォワーダ	} チェーンソー プロセッサ ハーベスタ 小型集材機 グラップル クレーン付トラック フォワーダ タワーヤーダ スイングヤーダ
造林等 保育	地拵	チェーンソー 刈払機 人力	地拵機械
	植栽	人力	自走式植栽機械
	下刈り	刈払機	自走式下刈り機械

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を推進するとともに、表31のとおり施設整備を計画する。

表 3 1 林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		計画		備考
	位置	規模	位置	規模	
該当なし					

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を表3-2のとおり定める。

表3-2 鳥獣害防止森林区域

対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	面積（ha）
ニホンジカ	14～117,124～130,133～138,142～168,172～190,192～199,205-1・2,206～208,216～227,234,235,238,256～266	14,649
カモシカ	14～117,124～130,133～138,142～168,172～190,192～199,205-1・2,206～208,216～227,234,235,238,256～266	14,649
ツキノワグマ	73～98	2,712

(2) 鳥獣害の防止の方法

ア 鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止

森林の適確な更新及び植栽木の確実な育成により、森林の有する公益的機能の維持を図ることを旨として、地域の実情に応じ、対象鳥獣による被害を防止するために効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置を実施するものとする。

また、必要に応じて、鳥獣被害対策関係部局、関係行政機関等と連携した捕獲による鳥獣害防止対策を実施する。その際、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と緊密な連携・調整を図るものとする。

イ 森林経営計画と鳥獣害防止対策

鳥獣害防止森林区域内の森林を対象として作成する森林経営計画においては、鳥獣害の実情に応じた鳥獣害防止対策が次のとおり計画されている必要がある。

- (ア) 鳥獣害がニホンジカまたはカモシカによる造林木の食害の場合は、計画期間内に人工植栽が予定されている箇所等について鳥獣害防止対策が計画されていること。
- (イ) 鳥獣害がツキノワグマによる剥皮被害の場合は、剥皮被害が発生している森林及び被害発生のおそれがある森林について鳥獣害防止対策が計画されていること並びに剥皮被害のおそれがない森林についても鳥獣害が確認された時点での鳥獣害防止対策の実施が計画されていること。

なお、森林経営計画に含まれない鳥獣害防止森林区域内の森林については、必要に応じて鳥獣害防止対策の実施を森林所有者等に助言、指導を行う。

ウ 対象鳥獣別の対策方法

対象鳥獣別の鳥獣害対策は、現地の実情や被害状況に応じ、表3-3に例示する方法を単独又は組み合わせて実施する。

表 3 3 対象鳥獣別の鳥獣害対策例

対象鳥獣の種類	計画期間内における被害の程度及び予測される被害	
	甚大	左記以外
ニホンジカ	防護柵の設置及び維持管理、食害防止チューブ等の幼齢木保護具の設置、忌避剤の散布・塗布等	巡視、現地調査等による森林のモニタリングの実施等
カモシカ	防護柵の設置及び維持管理、食害防止チューブ等の幼齢木保護具の設置、忌避剤の散布・塗布等	巡視、現地調査等による森林のモニタリングの実施等
ツキノワグマ	テープ巻き等の剥皮防止帯の設置、忌避剤の塗布等	巡視、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

2 その他必要な事項

植栽木の保護措置の実施箇所の巡回並びに関係行政機関、森林組合及び森林所有者等からの情報収集を行うこと等により、鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認を行うよう努める。また同時に新たな鳥獣害の発生の有無、対象鳥獣の生息状況を把握するよう努める。

なお、鳥獣害が発生している森林又は発生が予測される森林において鳥獣害対策が実施されていない場合には森林所有者等に助言・指導を行う。

第 2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除並びに予防の方針及び方法

森林病虫害等の被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。特に松くい虫の被害については、被害抑制のための健全な松林への育成、防除活動等の推進を図るとともに、被害跡地においては、抵抗性のあるマツや他の樹種への転換を推進する。また、樹種転換に当たっての樹種選定に当たっては、現地の気候、土壌等の自然条件を考慮する。

なお、ナラ枯れ被害についても、早期発見と早期防除を推進し、里山等における広葉樹林の保全を図る。

さらに、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合は、森林所有者等に伐採の促進に関する指導を実施する。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、群馬森林管理署、群馬県西部環境森林事務所、烏川流域森林組合、多野東部森林組合、森林所有者等と連携した被害対策の体制づくりを図る。

2 鳥獣害対策の方法（第 1 に掲げる事項を除く。）

第 1 の 1 (1) において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、被害の状況や被害発生地特性など、詳細な情報収集に努める。

また、被害防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえて、関係行政機関、森林組合及び森林所有者等が連携して計画的な捕獲や防護柵の設置等広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進する。

さらに、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進する。

3 林野火災の予防の方法

森林に接した農地での野焼きやたき火の不始末など、人為的な原因による林野火災の発生を防ぐため、林地が最も乾燥する春先を中心に、林野火災予防のための啓発活動を実施する。

また、道路の整備状況等を踏まえ、標識の設置、初期消火資材の配備等を行うとともに、森林付

近の消防水利の把握や消火車両の通行可否等の把握等により、林野火災予防体制の強化に努める。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

高崎市森林等火入れの許可に関する条例に基づき、危険の無いように行うこととする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

表3-4に掲げる森林は、松くい虫被害が新たに発生しており、被害の蔓延防止、終息に向けて早急に伐採するものとするが、樹種転換についても推進していくものとする。さらに、病虫害の蔓延を防ぐため、緊急に伐倒駆除の必要が生じた場合等については、ここに定める森林以外の森林であっても、伐採を促進することにつき、市長が個別に判断するものとする。

表3-4 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の区域	伐採を促進すべき理由	備 考
高度公益機能森林に指定されている森林を除く、市内全域の松林	松くい虫の被害を受けている。	松の伐採木処理は必ず行うこと。

(2) その他

森林経営計画での森林保護活動から得られた情報を森林所有者等から聴取するなど、地域の森林の状況を把握することに努める。

また、各種業務を通じて、群馬森林管理署、群馬県西部環境森林事務所、烏川流域森林組合、多野東部森林組合、森林所有者等から、森林の保護に必要な情報を得ることに努める。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の保健機能の増進を図るため、表 3 5 に掲げる森林について、それぞれに示す事項に従って適切な施業と施設の整備を一体として推進することとする。

表 3 5 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積（h a）						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
川浦 高芝地区	98 林班 9-1 小班	40.00	19.00	20.00	0.50	0	0.50	

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法を表 3 6 のとおり定める。

表 3 6 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

施業の区分	施 業 の 方 法
伐 採	択伐を原則とする。
造 林	伐採後は、速やかに、植栽又は更新作業を行うこととし、2 年以内に更新を完了するものとする。
植 栽	植栽は、できるだけ多様な樹種構成となるよう配慮するものとする。
保 育	当該森林は、特定施業森林区域であり、特定広葉樹林施業を推進すべき森林の保育の方法に従い行うものとする。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

設定すべき区域周辺の施設整備状況、地理的条件及び地域の要請等に基づき、利用の見通しや効果を総合的に判断し、適切な施設整備を実施するものとする。また、当該区域内における立木について、上層木の期待平均樹高を定めるものとする。それぞれの基準を表 3 7、表 3 8 に示す。

表 3 7 森林保健施設の整備

施 設 の 整 備
① 整備することが望ましい施設 管理施設、キャンプ場、林間広場、遊歩道及びこれらに類する施設
② 留意事項 ・ 自然環境の保全、国土の保全に留意し、適切な利用者数の見込みに応じた規模とするとともに、切土、盛土を最小限とする配置とすること ・ 遊歩道は、利用者が多様な林相に接することができるよう配置するとともに、快適な利用がなされるよう、定期的に刈払い等の管理を行うこと。

表 3 8 立木の期待平均樹高

樹 種	期待平均樹高	備考
ス ギ	2 0 m	
ヒ ノ キ	2 0 m	

4 その他必要な事項

施設整備に当たっては、豪雨被害を受けたり、周辺地域への災害発生源となったりしないよう雨水処理対策等を十分に検討し実施するものとする。また車両の進入等による事故、利用者による火災等の防止を考慮するものとする。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について、適切に計画するものとする。

- ア IIの第2の3の「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項」における、主伐後の植栽
- イ IIの第4の「公益的機能別施業森林等の整備に関する事項」
- ウ IIの第5の3の「森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項」及びIIの第6の3の「共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項」
- エ IIIの「森林の保護に関する事項」

なお、経営管理実施権が設定された森林については、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画を作成し、適切な施業を確保するものとする。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域は、表39で示す区域とする。

表39 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林 班	区域面積(ha)
高崎	1, 2, 4～12	770
水沼	14～25	939
岩氷・川浦	26～36	1, 237
権田・川浦	37～49	924
権田	50～61	1, 073
三ノ倉	62～72	749
中野・善地	102～104, 107～117	738
松之沢	105, 106, 118～130	668
里見	140～152	832
榛名北部	153～163, 223, 228	1, 069
上室田	164～169, 173～178, 182	811
中室田	170～172, 179～181, 183～192	934
下室田	193～204	610
久留馬	209～222	572
多比良	230, 232～234, 236, 237, 239, 240, 254, 255	349
大沢・東谷	235, 238, 256～266	791
吉井北部	242, 244, 246～249, 252, 253, 268～278, 280～282	877
計		13, 943

2 生活環境の整備に関する事項

森林の有する多面的機能の維持増進を図るためには、森林所有者及び林業就業者が山村地域で生活することが重要であり、木材、特用林産物等の森林資源や山村特有の魅力を活用した就業機会の増大等、それぞれのニーズに対応した生活環境の整備、拠点集落への重点化など位置や機能に応じた集落の整備等を通じて山村地域の定住を促進し、その活性化を図る。なお、生活環境施設の整備計画を表40のとおり定める。

表 4 0 生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置	規模	備考
該当なし			

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林の多くは、個人財産でありながら地域においては自然環境や景観といった公益的な役割を果たしている。このようなことから森林は地域の財産であるという認識に立ち、地域住民が自ら身近な森林に関心を持ち保全する気持ちを喚起しながら、魅力ある森林づくりを検討するものとする。

また、森林所有者の理解や協力を求め、自治会やボランティア等による森林への関わりを推進することとする。

森林の有する公益的、多面的な機能を周知するとともに、豊かな自然環境から受ける恩恵を維持し、里山林としての自然保護を維持増進することとする。

また、本市の市民憲章の第一項にある「快適で緑ゆたかなまち」に則り、地域の森林を身近なものとし、健康かつ快適で市の発展を維持するための財産として位置付け、市民が望む森林の管理、活用等を図るものとする。

さらに、地域の木材及び特用林産物の利用促進のため、木工製品及びキノコ等の展示即売施設等を展開するなど、地域活性化を踏まえて、森林組合、林業事業体等とその方策を検討することとする。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

高崎地区観音山丘陵は、本市を代表する観光レクリエーションエリアとして位置づけられている。そして、森林の多面的機能により体験の場、教育の場として、次世代に引き継がれる緑豊かな観音山丘陵を保全していくため、ボランティア等により積極的に森林整備を推進していくものとする。

榛名地区上里見林野火災跡地付近は、市民の憩いの場である「御嶽山」があり多くの市民が触れ合える場所である。林野火災後の復旧工事で作業道も整備され遊歩道として、景観が良く人気がある箇所になっている。遊歩道等の改修・整備を進めるものとする。

吉井地区牛伏山は、吉井地区のシンボリックな山であり、年配者や子供たちが自然と触れ合える手軽な場所であるため遊歩道等の改修・整備を進めるものとする。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

市内の小・中学校をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着を育むため、森林・林業体験プログラムを組み込み、森林づくり体験を推進する。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

烏川及び鐺川は、本市の農業用水及び飲料水として、さらに利根川と合流し首都圏への水供給基地として重要な役割を果たしている。このようなことから、水を利用している下流域の住民団体等へ、定期的の実施している植樹、下草刈り作業等の体験への参加を積極的に求め、森林づくり・森林の有する公益的機能の重要性を認識してもらう。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林簿等により施業履歴や森林経営計画の有無等を確認し、経営管理意向調査の対象森林を抽出するとともに林地台帳等により森林所有者情報を確認し、経営管理意向調査を計画的に進める。

7 その他必要な事項

(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質変更に当たっては、形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等を十分留意して行うものとする。

形質変更に伴う切取、盛土は、法面の安定を図るとともに、必要に応じて法面保護工（緑化工、土留工等）及び排水施設等を設け、その形質の変更過程における災害防止対策としての施設設置を行う等、林地保全に適切な措置を講じるものとする。その際、太陽光発電施設を設置する場合には、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、面積規模に応じた「伐採及び伐採後の造林の届出制度」又は「林地開発許可」の手続きを行うとともに、地域住民の理解を得るための取組の実施等に配慮するものとする。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき指定された規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守するものとする。

(2) 木材利用の推進

木造とすることが適当でない建築物等又は困難であると認められる建築物等を除き、原則木造とする等、公共施設の木造化、木質化を推進し、木材の積極的な利用に努める。

(3) 森林の新たな価値の創出

森林には木材生産以外に、脱炭素、生物多様性、空間利用等の様々な価値があることを踏まえ、地域における森林を活用した新しいビジネスの創出に努める。

(4) 市有林の整備に関する事項

本市は現在人工林を中心に825haの森林を所有しており、人工林については、保育、間伐等を計画的に実施するものとする。

〔別 紙〕

表 2 8 林道の開設及び拡張に関する計画

開設 拡張別	種類	区分	位置	路線名	延長 (m)	利用区域 面積 (ha)	前半 5 カ 年の計画 箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道		高崎市	久能沢	300	256	○		
開設	自動車道	林業専用道	高崎市	鳶石	300	35	○		
開設	自動車道	林業専用道	高崎市	内ノ沢	1,800	50	○		
開設	自動車道	林業専用道	高崎市	八重押新山	1,700	72	○		
			計	4 路線	4,100	413			
拡張	自動車道		高崎市	乗附	400		○		改良
拡張	自動車道		高崎市	上乘附	200				改良
拡張	自動車道		高崎市	小塚	400				改良
拡張	自動車道		高崎市	ビヤクイコヅカ 白衣小塚	100				改良
拡張	自動車道		高崎市	榛倉	2,000		○		改良
拡張	自動車道		高崎市	久能沢	5,400				改・舗
拡張	自動車道		高崎市	久能沢支	200				改・舗
拡張	自動車道		高崎市	上野元三沢	1,600		○		改良
拡張	自動車道		高崎市	上野元三沢支	500				改・舗
拡張	自動車道		高崎市	四ツ目尾根山	2,200		○		改・舗
拡張	自動車道		高崎市	宮原大萱	1,500				改・舗
拡張	自動車道		高崎市	赤竹	2,600				改・舗
拡張	自動車道		高崎市	坂倉	800				改良
拡張	自動車道		高崎市	境沢	1,100				改・舗
拡張	自動車道		高崎市	陣田	200				改・舗
拡張	自動車道		高崎市	長井	2,900				改・舗
拡張	自動車道		高崎市	赤沢	2,600		○		改・舗
拡張	自動車道		高崎市	石津三ツ玉	5,100		○		改・舗
拡張	自動車道		高崎市	一倉	700		○		改良
拡張	自動車道		高崎市	一倉支	100				改・舗
拡張	自動車道		高崎市	赤竹支	700				改・舗
拡張	自動車道		高崎市	蘭津	1,000				改・舗
拡張	自動車道		高崎市	杏ヶ岳	3,800		○		改・舗
拡張	自動車道		高崎市	小和田	1,800		○		改・舗
拡張	自動車道		高崎市	水落	800		○		改・舗
拡張	自動車道		高崎市	水落支	400				改・舗
拡張	自動車道		高崎市	三ツ丸大平	2,200		○		改・舗
拡張	自動車道		高崎市	岩氷	500				改・舗
拡張	自動車道		高崎市	寺ノ平	3,100				改・舗
拡張	自動車道		高崎市	杖の神峠	2,700		○		改・舗
拡張	自動車道		高崎市	坊峯	900				改良

開設 拡張別	種類	区分	位置	路線名	延長	利用区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図 番号	備考
拡張	自動車道	林業専用道	高崎市	中尾根	100		○		改良
拡張	自動車道		高崎市	前ノ沢	2,500		○		改・舗
拡張	自動車道		高崎市	井戸窪	400				改・舗
拡張	自動車道		高崎市	室の沢日向	2,500		○		改・舗
拡張	自動車道		高崎市	音羽山	600				改良
拡張	自動車道		高崎市	芦の沢	300				改良
拡張	自動車道		高崎市	東榛名山	1,000				改良
拡張	自動車道		高崎市	糠塚	3,400		○		改・舗
拡張	自動車道		高崎市	南榛名山	2,600		○		改良
拡張	自動車道		高崎市	碓原夕日	2,200				改・舗
拡張	自動車道		高崎市	岩城大日蔭	200				改良
拡張	自動車道		高崎市	伏間赤仁田	3,000				改・舗
拡張	自動車道		高崎市	筒井沢	3,300		○		改・舗
拡張	自動車道		高崎市	大久保大日蔭	500		○		改良
拡張	自動車道		高崎市	長久保	300		○		改良
拡張	自動車道		高崎市	駒寄大日蔭	500				改良
拡張	自動車道		高崎市	上宮沢	1,300				改・舗
拡張	自動車道		高崎市	古寄	1,700		○		改・舗
拡張	自動車道		高崎市	東猪ノ毛	200				改良
拡張	自動車道		高崎市	不動	1,800				改・舗
拡張	自動車道		高崎市	大日蔭	400				改・舗
拡張	自動車道		高崎市	風戸間野	500				改・舗
拡張	自動車道		高崎市	上神	400				改良
拡張	自動車道		高崎市	芦田小屋	300				改・舗
拡張	自動車道		高崎市	東猪ノ毛支	100				改良
拡張	自動車道		高崎市	猪ノ毛	300				改良
拡張	自動車道		高崎市	樋ノ沢・砕ヶ	1,300				改・舗
拡張	自動車道		高崎市	樋ノ沢	200				改良
拡張	自動車道		高崎市	大沢	200				改良
拡張	自動車道		高崎市	河鹿入	200				改良
拡張	自動車道		高崎市	小梨	600				改良
拡張	自動車道		高崎市	半根石	1,600				改・舗
拡張	自動車道		高崎市	見明寺	300				改良
拡張	自動車道		高崎市	八束沢	100				改良
拡張	自動車道		高崎市	八束・日向	300				改良
拡張	自動車道		高崎市	生勢	100				改良
拡張	自動車道		高崎市	牛伏山	600		○		改良

開設 拡張別	種類	区分	位置	路線名	延長	利用区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図 番号	備考
拡張	自動車道		高崎市	法京	200				改良
拡張	自動車道		高崎市	大沢・八束	400		○		改良
拡張	自動車道		高崎市	馬場・長坂	900				改・舗
拡張	自動車道		高崎市	八束・一郷	500				改良
拡張	自動車道		高崎市	櫛尾・樋ノ沢	100				改良
拡張	自動車道		高崎市	足沢松原	100				改良
			高崎市	74 路線	86,600				

注1 計画期間：令和7年～17年度（10年間）